

大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出 手続き等について(お知らせ)

平成8年4月9日 貿易局安全保障貿易管理課

最終改正 平成20・10・17 貿局第4号 平成20年10月31日 貿易経済協力局

大量破壊兵器関連貨物・技術については、各種国際レジームに基づき、「外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)」の規定に従って輸出管理を行っているところですが、外国為替管理令及び輸出貿易管理令の一部改正(平成7年政令第420号)に伴い、平成8年10月1日からは、大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制を実施してきたところです。

このたび、外国為替令及び輸出貿易管理令の一部改正(平成13年政令第439号)により本制度の充実を図り、平成14年4月1日より実施することとなりました。

ついては、当該輸出規制に係る手続きについては、平成14年4月1日以降下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 許可申請の対象

(1) 技術の提供を目的とする取引

① 外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号のニイ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号。以下「告示」という。)の規定に該当するとき。

② 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。)第9条第1項第三号のニロ及び第四号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

(2) 貨物の輸出

① 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号。以下「省令」という。)の規定に該当するとき。

② 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第三号ロ又は第四号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

2. 申請手続き

(1) 申請窓口

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課

(2) 申請に必要な書類

① 技術の提供を目的とする取引について

A. 1の(1)の①に該当する申請の場合

- ア. 役務取引許可申請書 …… 2通
- イ. 申請理由書 …… 1通
- ウ. 取引概要説明書 …… 1通
- エ. 提供技術説明書 …… 1通
- オ. 取引の事実を証する書類 …… 1通

以上アからオまでの作成方法等については「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」(4貿局第492号)に従って下さい。

- カ. 「当該技術を利用する者の所在地、事業内容、組織、資本関係等に係る説明書」
…………… 1通

- キ. 「当該技術を利用する者の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する対外公表資料又は登記簿謄本等の公式文書」
…………… 1通

- ク. 「当該技術を利用する者の誓約書」 …… 1通
(告示の規定のうち、当該技術が核兵器等の開発等に利用される場合に該当するときは誓約書は原則として除きます。)

以上カからクまでの作成方法等については「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(4貿局第283号)に従って下さい。

- ケ. [貨物・技術の概要及び特性] …… 1通

- コ. 「カタログ、仕様書等の技術資料」
…………… 1通

- サ. 「告示の規定に該当することを示す文書等」
……各1通

- シ. 「当該技術の最終用途を示す文書等」
…………… 1通
(当該文書等が存在する場合のみ提出)

- ス. 告示第二号又は第三号に規定する「当該技術が核兵器等の開発等及び輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為以外のために利用されることが明らかとなるとき」に該当しないことの検討結果

以上ケからスまでの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について(お知らせ)」に従って下さい。

- セ. オの書類の写しを提出する場合には、当該書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書……………
…………… 1通

(ただし、オの書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出して下さい。この場合、当該原本については、内容確認の後返却します。)

- ソ. クの作成方法等については、平成6年3月

25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」の「2 誓約書に係る手続き」に従って下さい。

この証明書の様式は、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（4 貿局第492号）参考様式4を参照して下さい。

B. 1の(1)の②に該当する申請の場合

Aに掲げる文書等のうちク、サ及びスを除く全ての文書等を作成、提出して下さい。また、「経済産業大臣から受けた通知文書」（原本）をあわせて提出して下さい（当該通知文書は内容確認後返却しません。）。

（注）必要に応じて、指定した文書等以外の文書等の提出をお願いすることがあります。

② 貨物の輸出について

A. 1の(2)の①に該当する申請の場合

- ア. 輸出許可申請書又は輸出許可・承認申請書
..... 2通
- イ. 輸出許可申請内容明細書 1通
- ウ. 契約書 1通

以上アからウまでの作成方法等については「輸出貿易管理令の運用について」（62貿局第322号）に従って下さい。

- エ. 「当該貨物の需要者の所在地、事業内容、組織、資本関係等に係る説明書」 1通
- オ. 「当該貨物の需要者の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する対外公表資料又は登記簿謄本等の公式文書」 .. 1通
- カ. 「当該貨物の需要者の誓約書」 1通
（省令の規定のうち、当該貨物が核兵器等の開発等のために用いられる場合に該当するときは誓約書は原則として除きます。）

以上エからカまでの作成方法等については「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」（4 貿局第283号）に従って下さい。

- キ. 「貨物・技術の概要及び特性」 1通
- ク. 「カタログ、仕様書等の技術資料」
..... 1通
- ケ. 「省令の規定に該当することを示す文書等」
..... 各1通
- コ. 「当該貨物の最終用途を示す文書等」 .. 1通
（当該文書等が存在する場合のみ提出）
- サ. 省令第二号又は第三号に規定する「当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなき」に該当しないことの検討結果

以上キからサまでの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について(お知らせ)」に従って下さい。

シ. ウの書類の写しを提出する場合には、当該書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書……………
……………1通

(ただし、ウの書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出して下さい。この場合、当該原本については、内容確認の後返却します。)

ス. カの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について(お知らせ)」の

「2 誓約書に係る手続き」に従って下さい。

シの証明書の様式は、「輸出貿易管理令の運用について」(62貿第322号)1-1の(2)(ハ)(d)を参照して下さい。

B. 1の(2)の②に該当する申請の場合

Aに掲げる文書等のうちカ、ケ及びサを除く全ての文書等を作成、提出して下さい。また、「経済産業大臣から受けた通知文書」(原本)をあわせて提出して下さい(当該通知文書は内容確認後返却します。)

(注) 必要に応じて、指定した文書等以外の文書等の提出をお願いすることがあります。

③ 資料の一部省略

①の書類のうちカ、キ、ケ、コ、サ、シ又はス、②の書類のうちエ、オ、キ、ク、ケ、コ又はサについては、事前相談時に提出した書類と同一のものである場合に限り、別紙様式にその書類を明記することによって、許可申請資料としての提出を省略することができます。

3. 告示又は省令における用語の解釈

告示又は省令における主な用語の解釈は、原則として次のとおりとします。

[省令(本文関係)]

(1). 「その貨物の輸出」

その貨物の輸出とは、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に該当する貨物に関して、個々の契約毎の輸出をいう。したがって、一度許可をした同一貨物の同一需要者に向けた「再度の輸出」であっても、契約が異なれば新たな許可申請要否判断の対象となる。

(2). 「輸出者が入手した文書等」

輸出者がその貨物を輸出するにあたっての、個々の契約に限定されず、当該輸出者が輸出の前に入手した全ての文書等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))をいう。ただし、これは輸出者に対して特定の文書等の入手を義務づけるというものではなく、通常の商慣習の範囲内で入手した文書等との趣旨である。

なお、省令第二号及び第三号については、「輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるもの」となっており、具体的には「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等」(平成13年経済産業省告示第760号。以下「文書等告示」という。)を参照されたい。

文書等告示第一号は、輸出者が当該輸出の適切な実施に資するものとして入手した文書等(通常の商慣習の範囲内で入手した文書等)に関する規定である。なお、その貨物の輸出に際して輸出者が入手した各種海外情報等の調査結果は文書等告示第一号の「その他の輸出者が入手した文書等」に含まれる。

文書等告示第二号は、「核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」に関する規定である。当該文書等を入手した場合には、輸出時に当該文書等を確認したか否かを問わず、当該文書等は「輸出者が入手した文書等」に該当することとなる。

文書等告示第三号は、第一号及び第二号に掲げるもののほか、「その貨物の輸出に際して、輸出者がその内容を確認した文書等」に関する規定である。

例えば、過去の取引において入手し、倉庫等に保管されていた文書等で、その貨物の輸出に際して内容確認を行った文書等はここでいう「輸出者が入手した文書等」に該当することとなる。

なお、およそ当該輸出者の取引実態から考えて、当該輸出者が確認すると考えられないもの、例えば、当該輸出者にとって特異な言語で書かれた文書や極めて大部な文書は、ここでいう「輸出者が入手した文書等」には該当しない。(ただし、その内容を確認した場合にはこの限りでない。)

(3)．「電磁的記録」

電磁的記録とはフラッシュメモリー等の電子的記録媒体、ビデオテープ、カセットテープ、フロッピーディスク、ハードディスク等の磁氣的記録媒体、CD、マイクロフィルム等の光学的記録媒体その他の記録媒体において人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

(4)．「需要者」

「需要者」は「当該貨物を費消し、又は加工する者」をいう。

その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、輸出段階で需要者が不明の場合は、省令第二号及び第三号に該当しない。

また、輸出時点から全く形状、性質が変更された物を費消し、又は加工する者は、ここでいう需要者には該当しない。

需要者は法人単位で考慮することを原則とし、例えば、核兵器等の開発等を行う等の情報がもたらされている法人が当該輸出貨物の需要者の株式を保有している、又は、核兵器等の開発等を行う旨の情報がもたらされている親会社たる法人が当該輸出貨物の需要者に役員を派遣している等、輸出貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う者との資本的・人的関係を有している場合であっても、それらが別法人であれば、省令第二号及び第三号には該当しない。

なお、需要者が行政機関である場合には、原則として行政機関単位で判断する。

(5)．「これらの代理人」

「これらの代理人」は「輸入者又は需要者に代わって意思表示をなし、又は意思表示を受領し、その法律効果が直接輸入者又は需要者に帰属する関係にある者」を意味する。

(6)．「連絡を受けた」

連絡手段は問わない。

なお、いわゆるライバル企業等の第三者から連絡を受けた場合については、当該者が輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人に該当しない場合は、ここでいう「連絡を受けた」場合に該当しない。

(7)．「需要者が行う（行った）」

「行う」は現在及び将来の事象に係る規定、「行った」は過去の事象に係る規定。

その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を「行う」又は「行った」旨示されている場合に需要者要件に該当することとなり、輸出者が単にその旨を知っているだけでは需要者要件に該当しない。

また、「需要者自身」が行うことが必要であり、例えば、需要者自身が核兵器等の開発等を行うことが、契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において示されていない場合や、需要者が核兵器等の開発等を行

う者との取引実績があることが示されているだけでは需要者要件に該当しない。

[省令(別表関係)]

(8)．「原子力基本法第3条第二号に規定する核燃料物質」

原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第二号に規定する「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、「核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令」(昭和32年政令第325号。以下単に「政令」という。)第1条で定めるものをいう。

政令 第1条

原子力基本法第3条第二号の核燃料物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物
- 二 ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物
- 三 トリウム及びその化合物
- 四 前三号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
- 五 ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率をこえるウラン及びその化合物
- 六 プルトニウム及びその化合物
- 七 ウラン233及びその化合物
- 八 前三号の物質の一又は二以上を含む物質

(9)．「原子力基本法第3条第三号に規定する核原料物質」

原子力基本法第3条第三号に規定する「核原料物質」とは、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であって、政令第2条で定めるものをいう。

政令 第2条

原子力基本法第3条第三号の核原料物質は、ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質で核燃料物質以外のものとする。

(10)．「原子力基本法第3条第二号に規定する核燃料物質若しくは同条第三号に規定する核原料物質の開発等」

核燃料物質、核原料物質の開発等をいう。

(11)．「(沸騰水型軽水炉若しくは加圧水型軽水炉(以下「軽水炉」という。)の運転に専ら付帯して行われるものであることが明らかにされている場合を除く。)」

「核原料物質又は核燃料物質の開発等」であっても、契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、当該開発等が軽水炉の運転に専ら付帯して行われるものであることが示されている場合には、ここでいう「核原料物質又は核燃料物質の開発等」から除かれる。

したがって、「核原料物質又は核燃料物質の開発等」であっても、例えば、通常の電力会社が発電の用に供する軽水炉の運転に専ら付帯して、行うものであることが、契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において示されていれば、ここでいう「核原料物質又は核燃料物質の開発等」から除かれる。

単に、「核原料物質又は核燃料物質の開発等」と示され、軽水炉の運転に専ら付帯して行われるものであるか否かが不明である場合は、別表第一号に該当することとなる。

(12)．「(発電の用に供する軽水炉を除く。)」

その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、「発電の用に供する軽水炉」と示されている場合は、別表第二号に規定する「原子炉」から除かれる。

単に「原子炉」と示され、当該原子炉が発電の用に供する軽水炉であるか否かが不明の場合は、別表第二号に該当することとなる。

(13)．「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第2条第7項に規定する加工」

核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法によ

り処理することをいい、例えばウランの濃縮等が含まれる。

(14)．「規制法第2条第8項に規定する再処理」

原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質(以下「使用済燃料」という。)から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいい、例えばプルトニウムの抽出等が含まれる。

(15)．「化学物質の開発若しくは製造(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)」

その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、「経済産業大臣が告示で定めるもの」(輸出令別表第1の3の項の(1)に掲げる貨物の開発若しくは製造、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号)別表(別紙参照)に掲げる物質の開発若しくは製造又は農薬(殺菌剤を含む)、肥料若しくは殺虫剤の開発若しくは製造)のいずれにも該当しないことが明らかなものについては、ここでいう「化学物質の開発若しくは製造」から除かれる。

単に「化学物質の開発若しくは製造」と示され、「経済産業大臣が告示で定めるもの」に該当するか否かが不明の場合は、ここでいう化学物質の開発若しくは製造に該当することとなる。

(16)．「宇宙に関する研究(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)」

その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、専ら天文学に関する研究であることが示されているものについては、ここでいう「宇宙に関する研究」から除かれる。

単に「宇宙の研究」と示され、専ら天文学に関する研究であるか否かが不明な場合は、ここでいう「宇宙に関する研究」に該当することとなる。

(17)．「軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関」

別表第六号に規定する行為については、その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、軍又は国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うことが示されている場合に、別表第六号に該当することになる。

(18)．「委託を受けて行われることが明らかにされているもの」

別表第六号に規定する行為については、前記(17)に加え、その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、軍又は国防に関する事務をつかさどる行政機関から委託を受けて行うことが示されている場合に、別表第六号に該当することになる。

その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、当該行政機関から委託を受けたものか否かが不明である場合には、別表第六号には該当しない。

[告示(本文関係)]

(19)．「その取引」

(1)．の「その貨物の輸出」に同じ。

(20)．「取引を行おうとする者が入手した文書等」

(2)．の「輸出者が入手した文書等」に同じ。

(21)．「利用する者」

(4)．の「需要者」に同じ。

(22)．「利用する者が行う(行った)」

(5)．の「需要者が行う(行った)」に同じ。

4. 事前相談

本輸出規制に係る事前相談や一般相談、その他不明な点等がありましたら、2.(1)に掲げる申請窓口あて御相談下さい。

経済産業大臣 殿

(別紙様式)
平成 年 月 日

申 請 者
記名押印又は署名
住所

補完的輸出規制に係る事前相談の際に提出した書類の取り扱いについて

〇〇年〇〇月〇〇日付けで経済産業省に対して補完的輸出規制に係る事前相談書を提出
いたしましたが、その際に提出した下記の書類につきましては、本輸出許可申請に係る添
付書類として取り扱いますようお願いいたします。

記

以上